

## 3月までに取得した資産にする資本的支出

**Q** : 4月以後に取得した減価償却資産は、新しい減価償却制度によって減価償却費の計算をするそうですが、3月までに取得した資産に資本的支出をした場合はどのように取り扱われるのですか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

平成19年3月までに取得した減価償却資産に資本的支出をした場合には、次のように取り扱われ、いずれか選択することができることになっています。

- ① 資本的支出を本体と切り離し、新たに取得した資産として取り扱う(減価償却資産の種類及び耐用年数は本体と同じ)。
- ② 本体について改正前と同じ償却方法を採用している場合には、資本的支出した金額を本体の取得価額に加算することができる。

なお、この取扱いは平成19年3月までに取得した減価償却資産が償却限度額に達したため5年で均等償却を開始した後に資本的支出を行った場合についても適用されますが、この場合において②を選択したときは、資本的支出の金額が本体の取得価額に加算されますので、償却累計額が取得価額の95%に達しないこととなります。したがって、この場合には、あらためて旧の償却法により償却を行い、再度償却累計額が取得価額の95%に達した段階で、もう一度、5年均等償却をしていくことになります。

